

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

住宅取得資金の贈与を受けた翌年以後の贈与税

Q：私は、2年前に父から300万円の贈与を受け、贈与税の申告にあたっては、住宅取得資金の贈与の特例の適用を受けました。ところで、今年更に父から50万円の贈与を受けるつもりですが、この50万円について、贈与税の申告はしなくてよいのでしょうか。

A：贈与税の申告は必要です。

【解説】

住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の適用を受けた人が、その翌年以後4年以内に別の財産の贈与を受けた場合には、特例の対象となった住宅取得資金の額の5分の1相当額の贈与が、その年に既に行われているものとして贈与税を計算することとされています。贈与税額は次のA-Bとなります。

$$A \left(\left| \begin{array}{l} \text{新たに贈与を受けた額} \\ \text{特例の適用を受けた住宅取得資金} \end{array} \right| \times \frac{1}{5} - 60 \text{万円} \right) \times \text{贈与税の税率}$$

$$B \left(\left| \begin{array}{l} \text{特例の適用を受けた住宅取得資金} \end{array} \right| - 60 \text{万円} \right) \times \text{贈与税の税率}$$

ご質問の場合、5万円の贈与税額が算出されますので、申告書を提出しなければなりません。

なお、平成11年度の改正では、この特例の対象となる住宅取得資金の計算限度額が1千万円から1千5百万円に引き上げられます。

